



平成30年4月19日

岡山市消費生活センター

# 安売りにつられて通ったら… 高額な健康食品を売りつけられた

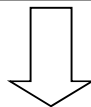
## 事例:

近所の空き店舗に新しく入った店では、食品等が安く売られており、健康について説明もしてくれるので、毎日のように通っていた。

数日前、血管の話聞いた後、薬を飲むよりも血管がきれいになるという健康食品を「今日が締め切り」などと勧められ、断りきれずに購入した。代金約13万円は高額すぎる。クーリング・オフしたい。  
(80歳代 女性)



※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第301号より抜粋



## ★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- 無料や安価で販売される食品や日用品を目当てに、空き店舗等を利用した会場に通っていたところ、高額な健康食品等を勧められたという相談が寄せられています。
- 通い続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると、断り切れなくなる場合もあります。安易にそのような場に行かないことが大切です。
- 会場に足を運んでしまった場合は、勧誘されても必要がなければその場できっぱり断りましょう。
- 困ったときは、お早めに消費生活センターにご相談ください。



岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分